

水質計器維持管理業務特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に規定する特記仕様書であり、本業務に適用する。

2 この業務の一般的事項は、仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本特記仕様書は、水質計器の定期的な点検を実施し、機器性能を維持することにより、逸見総合管理センターにおける水質監視を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(業務実施場所)

第3条 逗子市沼間6丁目17番地 他2か所

(対象場所及び対象計器)

第4条 対象場所及び対象計器は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 田浦配水場旧水質試験室 | 逗子市沼間6丁目17番地 |
| (2) 田浦第2配水池電気室 | 逗子市沼間6丁目17番地 |
| (3) 走水水源地 | 横須賀市走水1丁目2番1号 |
| (4) 湘南国際村高区配水池 | 横須賀市湘南国際村3丁目1番1号 |

点検対象場所	対象計器	
田浦配水場旧水質試験室	有馬系	残留塩素計 濁度計
田浦第2配水池電気室	小雀系	残留塩素計 濁度計
	宮ヶ瀬系	残留塩素計 濁度計
走水水源地	上部取水	濁度計
	ポンプ井	残留塩素計 濁度計
	配水池	残留塩素計
湘南国際村高区配水池	配水池	残留塩素計

(業務の内容)

第5条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 1年点検(年1回)内容

ア 残留塩素計

- (ア) 外観の目視点検及び清掃
- (イ) 配管類の点検及び洗浄
- (ウ) ゼロ・スパン校正
- (エ) 測定槽の点検及び洗浄
- (オ) ビーズの点検及び補充
- (カ) 電極の点検及び洗浄
- (キ) 変換器内部パラメータの確認及び設定
- (ク) 消耗部品の交換
- (ケ) その他必要事項

イ 濁度計

- (ア) 外観の目視点検及び清掃
- (イ) 配管類の点検及び洗浄
- (ウ) ゼロ・スパン校正
- (エ) 測定槽の点検及び洗浄
- (オ) 脱泡槽の洗浄
- (カ) 変換器内部パラメータの確認及び設定
- (キ) レンズの清掃
- (ク) ランプの点検
- (ケ) 測定槽の水平状態及び流量の確認
- (コ) 洗浄動作の確認
- (サ) 消耗部品の交換
- (シ) その他必要事項

(2) 月2回点検内容(概ね2週に1回実施)

ア 残留塩素計

- (ア) 外観の目視点検(必要に応じて清掃)
- (イ) 電極の点検(必要に応じて洗浄)
- (ウ) ビーズの点検(必要に応じて補充)
- (エ) 測定槽の点検(必要に応じて洗浄)
- (オ) 必要に応じてゼロ・スパン校正
- (カ) 配管類の点検(必要に応じて洗浄)
- (キ) その他必要事項

イ 濁度計

- (ア) 外観の目視点検(必要に応じて清掃)
- (イ) 測定槽の点検(必要に応じて洗浄)
- (ウ) 脱泡槽の洗浄
- (エ) ランプの点検
- (オ) 必要に応じてゼロ・スパン校正

- (カ) レンズの清掃
 - (キ) フィルタの点検（必要に応じて洗浄）
 - (ク) 配管類の点検（必要に応じて洗浄）
 - (ケ) 流量・液面の確認
 - (コ) その他必要事項
- (3) その他異常時における一次対応及び局職員の指導による作業等
警報発生時、状況から判断して現場調査が必要な場合は、速やかに現場に行き、一次対応を行う。

(一次対応)

第6条 第4条に掲げる対象計器の障害に伴う警報復帰や現場確認等を行い、必要に応じて専門技術を持って、校正及び部品交換等を行う処置を指す。

(業務上の注意事項)

第7条 本点検を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 1年点検は、1年に1回、月2回点検は、概ね2週に1回実施するものとする。実施時期については、監督員と協議し、決定すること。
- (2) 点検報告書は、点検終了から1週間以内に、異常時一次対応報告書は、3日以内に1部提出すること。
- (3) 点検に伴う校正液及び交換部品は、上下水道局の負担とする。
- (4) 点検時に使用する濁度計・残塩計は上下水道局より貸与する。
- (5) 本特記仕様書に定めのない事項又は本特記仕様書に疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。